省　令

○厚生労働省令第百七十七号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の三第一項中「百分の六十六以上」を「百分の六十九以上」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。